



# 看護夜勤労働について

2009年9月13日

大分県医労連定期大会

日野 智子

# 看護師増員の歴史

- 1961年 「看護婦の人間宣言」
  - 妊娠の輪番制等という前近代的な環境を改善
- 1968年 「ニッパチ闘争」
  - 複数で8回以内の夜勤を
- 1981年 看護婦確保法制定にむけた  
「ナースウェーブ闘争」
  - 絶対的な看護婦不足の改善を求め
- 2006年 「大増員闘争」
  - 医師、看護師増員の『国会決議』を具体化

## 現場アンケートより(2007年)



### 三交替制勤務

- ・三交替に身体が慣れている。
- ・拘束時間が短い。
- ・緊張感が続く勤務では、精神的にも肉体的にも8時間が限界。

### 二交替制勤務

- ・三交替は、勤務と勤務の間が短く、体が休まらないのを考えると休息がとりやすいのではないか。
- ・申し送り回数が減り、労働時間が短縮されるのではないか。
- ・家族にとってわかりやすい勤務。
- ・夜間の出退勤の煩わしさが無い。

## 日本医労連の全国「看護職員実態調査」(2007年)

十分な看護が提  
供できている  
8.1%

この3年間にミスやニ  
アミスの経験がある  
86.1%

慢性疲労を  
感じる  
77.6%

仕事をやめたい  
と思う  
73.1%

# ILO

## 夜業についての専門家会議

1. 深夜労働は、男女共に有害である。
2. 夜勤労働がやむをえないものは社会的サービスや技術上の必要にもとづくもの。

1990年  
夜業条約の  
採択

## ILO勧告

- ① 夜勤労働者の通常労働時間は、8時間を超えるべきではない。
- ② 夜勤労働者の平均労働時間は、昼間の同一労働より短時間であるべき。
- ③ 一週間の労働時間を短縮し有休休暇の日数を増加すべき。
- ④ 夜勤の前後には超過勤務を回避すべき。

# 今一度、自分の職場の看護実態を見てみましょう。

労働条件は、  
如何ですか

二交替の話が出てきてはいませんか



子どもとの対話ができる労働実態ですか

元気に働いていますか

# 働きやすい職場を目指して

## 大分県医労連女性委員会

今、全国的にも看護師の「2交替勤務」が、話題になっている。「看護婦増やせ」の運動の中で、永年の願いでもあった看護体制の充実を図る上でも注目される「7:1看護体制」が認められたのは、記憶にまだ新しい。

皮肉にもその背景のもとに、「2交替勤務」を導入している病院(病棟)が増えてきているのである。

昨今ますます厳しい看護の現場で、「8時間でも大変な高密度の看護労働なのに、それが、16時間持続」できるのであろうか。

もともと、「夜勤」自体が、人間の生活リズムに相反する働き方です。その上、勤務時間が長くなれば、疲労やストレスが蓄積すると  
なる事は、多くの研究で明らかになっています。

全国各地で数多くの「2交替制」事例の対応を経験している日本医  
労連は、「長時間夜勤は、看護師にも患者さんにも有害」と、2交  
替制の危険性を指摘しています。

十分な看護がしたい  
忙しすぎる職場を改善したい

それは、私たちだけの願いのみならず、「みんなの願い」でもある  
のです。

働く看護師も元気に毎日が過ごせる。  
医療、看護を受ける患者さんもゆきとどいた看護が受けら  
れる。

そんな、医療現場の環境を整えるのは、私たちの役目だと思うん  
です。